

平成29年第7回公安委員会定例会議概要

開催日	平成29年3月2日（木）
開催場所	熊本県警察本部公安委員会室

第1 定例会議

各部からの報告

1 「女性活躍と次世代育成支援のためのアクションプラン」の推進状況（平成28年度）について

【報告の要旨】

警務部から、「女性活躍と次世代育成支援のためのアクションプラン」の推進状況（平成28年度）について、次のとおり報告があった。

(1) アクションプランの概要

熊本県警察では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）及び「次世代育成支援対策推進法」（平成26年法律第28号）に基づき、女性の職業生活における活躍と次世代育成支援のための対策を迅速かつ重点的に推進し、豊かで活力ある社会と次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ、育成される社会を実現するための行動計画として、「女性活躍と次世代育成支援のためのアクションプラン」を策定し、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間取り組むこととしている。

同プランは、

- 積極的な女性の採用・登用
- 女性が活躍するための職場づくり
- 育児や介護をしながら活躍できる職場の整備
- 働き方の改革

の4つの推進項目と16の推進施策で構成されており、数値目標として

- 平成33年4月1日までに全警察官に占める女性警察官の割合を9%へ引き上げ
- 平成32年中の職員一人当たりの年次有給休暇取得日数15日以上、夏季休暇5日の取得

を設定している。

(2) 数値目標の進捗状況

ア 全警察官に占める女性警察官の割合

H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1(予定)	評価(前年度比)
6.24% (192人)	6.76% (209人)	7.21% (224人)	+0.45%

イ 職員一人当たりの年次有給休暇・夏季休暇の平均取得日数

	H26	H27	H28	評価(前年比)
年次有給休暇	6.6日	8.5日	9.9日	+1.4日
夏季休暇	4.3日	4.4日	4.7日	+0.3日

(3) 各種施策の取組状況

ア 積極的な女性の採用・登用

(ア) 女性警察官の増員

- 計画的な採用により平成28年度警察官採用試験において女性警察官20人を採用（平成29年4月1日時点の全警察官に占める女性警察官の割合は、7.21%）

(イ) 効果的な採用募集活動

- 採用募集パンフレット・県警HP等において活躍する女性職員の姿を積極的に登載するなど内容を充実
- 女性リクルーターの体制を更に拡充（18人～前年度比+4人）
- 効果的な採用募集活動の結果、受験者数が前年比で増加

(ウ) 中途退職した女性警察官の再採用についての検討

- 女性警察官の再採用については、継続して検討

イ 女性が活躍するための職場づくり

(ア) 女性職員のキャリア形成支援

- 市内3警察署の刑事課強行犯係に警部補の女性警察官を戦略的に人事措置するとともに、各所属においても女性警察官を専務係へ登用
- 実務能力の格差是正に向け、都市・郡部の交流配置を実施
- 若年期等における専務登用等の人事措置を実施
- 部内外の有識者を招請した女性警察官スキルアップ研修会を2日間にわたり開催（女性警察官等約180人が研修に参加）
- 「刑事特別研修生」に初めて女性警察官を登用し、スキルアップ等を推進
- 「警衛・警護車列専科」（全国専科）へ初めて女性警察官を入校させ、スキルアップを推進

(イ) 女性職員が働きやすい施設及び装備資機材の整備

- 荒尾・高森・上天草の3警察署及び健軍交番に「女性用シャワー室」を新たに整備（費用～約1,000万円）
- 天草警察署に女性トイレを増設するとともに、玉名警察署の「女性用仮眠室」を改修（6畳間から8畳間への変更・一部防音壁等の整備等）
- 今春運用開始予定の新設交番に女性専用トイレ、シャワー室、休憩室を完備
- 改良型制帽（メッシュ素材改良等）、女性用保護・拳銃亡失防止アイテム（地域）を整備

(ウ) 女性職員の不安や悩み等に対処するための取組の推進

- 「県警女子会」（研修会終了後）を開催し、約50人の女性職員が意見を交換

(エ) 女性の意見を反映した施策の推進

- 「熊本県警察職員提案制度」に基づいた女性職員からの改善要望（警察本部庁舎内の全面禁煙・一部リフレッシュスペースの禁煙化）を受け、施設改修に係る具体的な検討を開始

(オ) 職員の意識改革の推進

- 兵庫県警女性幹部（所属長）の特別講演会及び座談会を企画・開催し、女性のキャリアアップ等のための意識改革を推進

ウ 育児や介護をしながら活躍できる職場の整備

(ア) 両立支援のための取組

- 育児や介護等の理由による「人事措置等の支援に関する本人の希望」を身上申告書に明記する「新・人事評価制度」を構築（身上申告書記載要領等の変更）
- 警察官の育児休業に伴う実働員確保に向けた十分な人員の配置を継続
- 所属独自の「アクションプラン」を策定し、取組の周知と意識改革を推進

(イ) 男性職員の家庭生活への関わりの促進

- 県警察では初めて男性警察官及び一般職員の2人が育児休業を取得
- 男性職員用に育児参加制度等を取りまとめ、全所属へ教養資料として発出

(ウ) 妊娠・出産から職場復帰までの各段階における支援

- 「育児休業復帰前研修会」を開催（2回）し、復帰直前の不安感を払拭（開催に当たっては、本部内に臨時託児所を開設）
- 育児休業中や職場復帰直後の女性職員を対象に、本部員によるフォローアップを強化

エ 働き方の改革

(ア) ワークライフバランスの推進

- 各所属ごとの年次休暇・夏季休暇の取得状況、時間外勤務状況を定期的にフィードバックすることで職員の意識改革（休暇取得の向上、時間外勤務の縮減）を推進
- ワークライフバランスをブロック署長会議の協議テーマに選定し所属長の意識改革を推進
- ワークライフバランスの推進に功労があった6所属（教養課・監察課・交通機動隊・大津署・菊池署・水俣署）に対して、本部長表彰を実施

(イ) 業務の合理化・効率化の推進

- 各種委員会、会議、行事等を抜本的に見直し（既存233委員会、会議等を約4割縮減）
- 月間・強化期間及び運動等の実施を抜本的に見直し
- 刑事・司法手続や捜査書類等の大幅な合理化等を推進（計23項目）
- 宿直体制の見直しを通じて業務負担を平準化
- 「くまもとの「まち」と「ひと」を守る声かけ安心実現事業」や「被災地防犯アドバイザー事業」等の業務委託など、民間活力を効果的に活用

(ウ) 休暇の取得促進及び超過勤務の縮減

- 各所属において、「当直明け年休」や「月1年休」等を積極的に奨励することで、職員の年休等取得を促進
- 職員の意識啓発、業務の合理化等の取組を通じて、職員一人当たりの月別平均時間外勤務が20.9時間（前年比-3.1時間）と縮減

(エ) 多様な働き方の推進

- 女性警察官3人、女性一般職員6人の9人が育児のための部分休業制度を活用

(オ) 人事評価への反映

- 「新・人事評価制度」を構築し、業務の合理化等効果的な取組に寄与した職員に対して人事評価を適切に反映

(4) 今後の方針等

- 女性活躍推進と次世代育成支援に向け、各推進施策に基づいた取組を一層強化
- 取組結果は、ホームページ等を通じて公表

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「中途退職した女性警察官の再採用についての検討は、実態はどうなのか。」旨の質問があり、警察から、「平成25年に対象となり得る本県警察を早期退職した元女性警察官14人に意向調査を行ったが、再採用を希望した者はわずかであった。今後、女性警察官が増え、自主退職者の増加が見込まれる中で、全国の制度導入状況なども参考として、先行して検討するものである。」旨の説明があった。

委員から、「他都道府県警を早期退職した元女性警察官もいるかもしれないので、他都道府県警と連携して情報収集し、初任教養を受け、実務経験を有する人材が活躍できるよう工夫していただきたい。」旨の発言があった。

2 平成29年春の組織改正の概要について

【報告の要旨】

警務部から、平成29年春の組織改正の概要について報告があった。

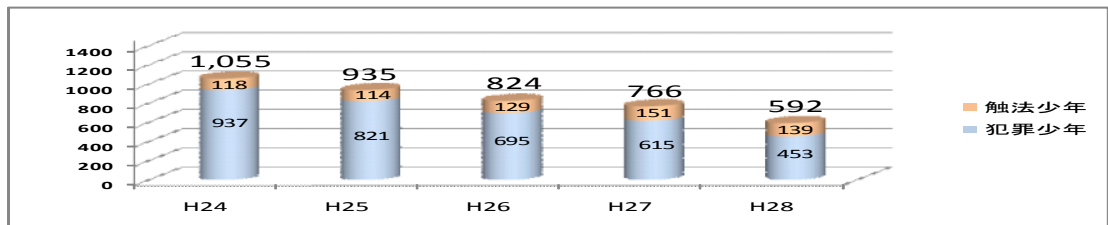
3 平成28年中の少年非行情勢等について

【報告の要旨】

生活安全部から、平成28年中の少年非行情勢等について、次のとおり報告があった。

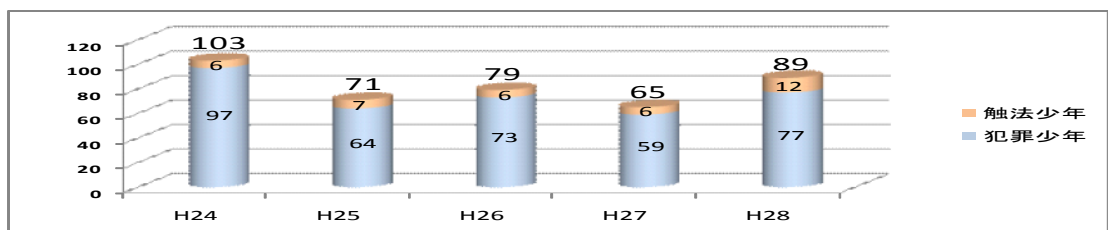
(1) 少年非行の概況

ア 刑法犯少年の検挙人員



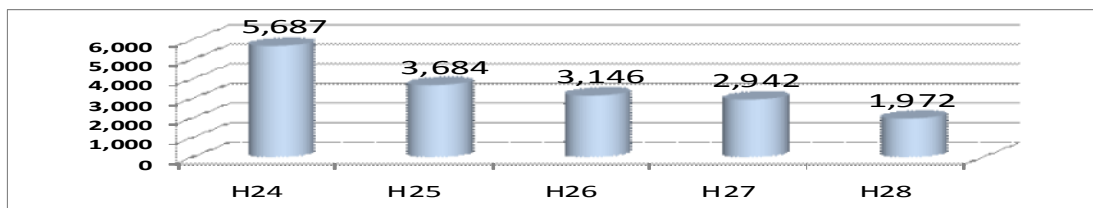
- 《特徴》
- ・ 刑法犯総検挙人員に占める少年の割合は19.2%
 - ・ 触法少年は139人で刑法犯少年全体の23.5%
 - ・ 初発型非行は322人で刑法犯少年全体の54.4%
 - ・ 再非行者率は27.0%

イ 特別法犯少年の検挙人員



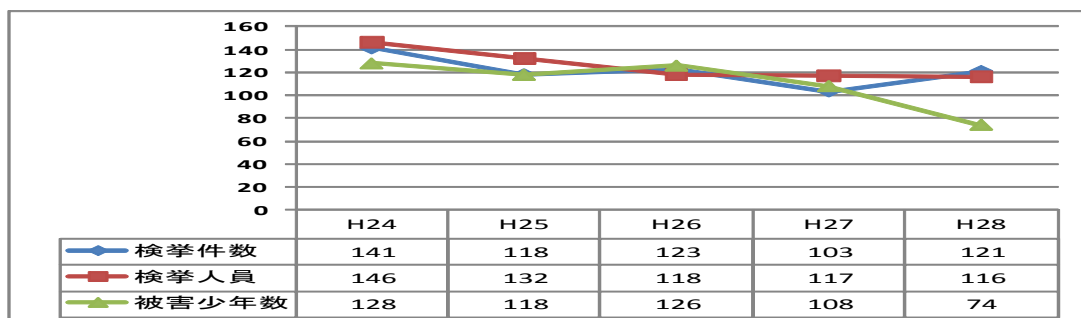
※ 平成28年中の法令別は、軽犯罪法（31人）、児童買春・児童ポルノ禁止法（30人）、少年保護育成条例（13人）の順であった。

ウ 不良行為少年の補導人員



※ 平成28年中の補導人員は、サイバー補導の16人を含む。

(2) 福祉犯の検挙状況



※ 平成28年中の法令別（検挙人員）は、児童買春・児童ポルノ禁止法（53人）、熊本県少年保護育成条例（44人）、未成年者喫煙禁止法（9人）の順であった。

(3) 今後の推進施策

- ア 子供の安全を確保するための諸対策の推進
- イ 少年非行防止・保護総合対策の推進
- ウ 教育環境の回復への支援

4 化粧品販売店等を対象とした広域窃盗事件の検挙について

【報告の要旨】

平成29年1月13日、熊本市中央区所在のリサイクルショップにて発生した窃盗事件につき、同年2月16日、被疑者A（無職・36歳・男性）、同B（無職・53歳・男性）を通常逮捕した。

5 高速道路における交通死亡事故の発生について

【報告の要旨】

平成29年2月28日午前7時20分頃、九州縦貫自動車道下り線（熊本県上益城郡益城町古閑（益城・熊本インター付近））で車両5台が関係する交通死亡事故が発生した。熊本県警察では、同日、大型貨物自動車を運転していた被疑者A（会社員・47歳・男性）を自動車運転死傷処罰法（過失運転致死傷）違反で通常逮捕した。

6 熊本県警察災害警備実施要領の改正について

【報告の要旨】

警備部から、熊本県警察災害警備実施要領の改正について次のとおり報告があった。

(1) 改正理由

平成28年熊本地震への対応における災害警備本部体制、直轄部隊の運用等に関する反省・教訓事項に基づき、必要な改正を行い、大規模災害発生時における迅速・的確かつ円滑な災害警備活動を実施するため。

(2) 改正要点

- ア 災害警備本部体制の改正

- 甲号災害警備本部A体制・B体制の新設
- 乙号災害警備体制の強化
- 災害警備本部の設置基準の改正
- 各班の所掌事務の修正・追加
- イ 本部直轄部隊の新設及び改編
 - 新設部隊：指揮支援班、遺族等支援隊、安否不明者相談隊等
 - 改編部隊：受援連絡隊、地域特別警ら部隊、遺失・拾得物対策隊等
- ウ その他
 - 本部直轄部隊の任務を明記
 - 第二機動隊の運用を明記
 - 参集後の措置を明記
 - 非常用携行品及び個人装備品の準備を明記
 - 各所属が管理する車両・装備品等の借上げを明記

7 自衛隊との共同実動訓練の実施について

【報告の要旨】

警備部から、自衛隊との共同実動訓練の実施について次のとおり報告があった。

(1) 目的

熊本県警察と陸上自衛隊第8師団における「治安出動の際における治安の維持に関する現地協定（平成14年5月14日締結）」に基づき、治安出動を前提とした共同実動訓練を実施し、警察と自衛隊が円滑かつ緊密に連携して事案に対処し得る体制の構築及び任務分担、連携要領を明確にするため。

(2) 日時・場所

平成29年3月2日（木）

熊本市北区八景水谷2丁目 陸上自衛隊北熊本駐屯地内

(3) 参加機関

ア 熊本県警察 約50人

イ 自衛隊 陸上自衛隊第8師団 約40人

(4) 訓練概要

ア 部隊緊急輸送訓練

イ 共同調整所設置・運営訓練

ウ 共同検問訓練

第2 報告・決裁等

1 熊本県警察の組織に関する規則の一部改正についての決裁

警務課総合企画室長から、熊本県警察の組織に関する規則の一部改正についての説明があり、決裁が行われた。

2 少年指導委員の委嘱についての決裁

少年課長から、少年指導委員の委嘱について説明があり、決裁が行われた。

3 平成29年第6回定例会会議録の決裁

公安委員会事務室から、平成29年第6回定例会会議録についての説明があり、決裁が行われた。

4 苦情（H28No.10）回答の決裁

公安委員会事務室から、苦情（H28No.10）の回答についての説明があり、決裁が行われた。

5 審査請求（H28No.6, 7, 8）に対する公安委員会の裁決（案）についての決裁

公安委員会事務室から、審査請求（H28No.6, 7, 8）に対する公安委員会の裁決（案）についての説明があり、決裁が行われた。

6 要望 (H29No.3, 4) 受理の決裁

公安委員会事務室から、要望 (H29No.3, 4) の受理についての説明があり、決裁が行われた。

第3 事務連絡等

公安委員会事務室から、当面の行事予定について事務連絡等が行われた。